

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

当法人の財務諸表は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)に準拠して作成しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式で計上しています。

2. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 前期繰越正味財産修正額の内容

法人設立時に支払いをした事務所賃借の保証金が貸借対照表に表記されていなかったため、当事業年度において修正増額しています。

(2) 過年度の経理処理の対応

過去の事業年度において元理事による横領の疑いがあるため、その損害額について精査中であるが、現在京都地方検察庁で捜査中であることから、捜査や公判手続きに支障をきたさないようその損害額については記載しておりません。捜査や公判手続きに支障がなくなった段階で別途法的手続きを執り、裁判所の判断を得て損害額を記載します。